

商 標 権	判決年月日	令和 2 年 1 0 月 1 3 日	担 当 部	知財高裁第 1 部
	事 件 番 号	令和 2 年(行ケ)第 1 0 0 1 7 号		
○ 「空調風神服」(標準文字)なる商標の商標権者による, 「空調」「服」の部分 「風神」の部分の約 2 倍程度の太字とした横書きの商標の使用行為が, 「空調服」なる 商標との関係で, 故意に, 他人の業務に係る商品と混同を生ずるものとは認められず, 商標法 5 1 条 1 項に該当しないとした事例。				

(事件類型) 審決(取消・不成立)取消 (結論) 棄却

(関連条文) 商標法 5 1 条 1 項

(関連する権利番号等) 商標第 5 9 0 3 0 5 1 号

(審決) 取消 2 0 1 7 - 3 0 0 2 7 5 号

判 決 要 旨

1 原告は、被告を商標権者とする「空調風神服」(標準文字)なる商標についての商標登録の取消を求めて審判請求をした。特許庁は、被告による、後掲のとおり、「空調」「服」の部分「風神」の部分の約 2 倍程度の太字とした横書きの商標(本件使用商標)の使用(本件使用行為)は、原告が使用する「空調服」なる商標(引用商標)との関係で、故意に、商品の品質の誤認又は他人の業務に係る商品と混同を生ずるものとは認められず、商標法 5 1 条 1 項に該当しないとして、請求不成立審決をした。本件は、原告が本件審決の取消しを求める事案であり、原告は、取消事由として、商標法 5 1 条 1 項該当性の判断の誤りを主張した。

2 本判決は、商標法 5 1 条 1 項「混同を生ずるもの」の該当性について、以下のとおり判示して、原告の請求を棄却した。

(1) 商標法 5 1 条 1 項「混同を生ずるもの」について

商標法 5 1 条 1 項の規定は、商標の不当な使用によって一般公衆の利益が害されるような事態を防止し、そのような場合に当該商標権者に制裁を課す趣旨のものであり、需要者一般を保護するという公益的性格を有するものである(最高裁昭和 5 8 年(行ツ)第 3 1 号昭和 6 1 年 4 月 2 2 日第三小法廷判決・裁判集民事 1 4 7 号 5 8 7 頁参照)。

このような商標法の趣旨に照らせば、同項にいう「商標の使用であって…他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるもの」に当たるためには、使用に係る商標の具体的表示態様が他人の業務に係る商品等との間で具体的に混同を生ずるおそれを有するものであることが必要である。そして、混同を生ずるか否かについては、商標権者が使用する商標と引用する他人の商標との類似性の程度、当該他人の商標の周知著名性及び独創性の程度、商標権者が使用する商品等と当該他人の業務に係る商品等との間の性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品等の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情など

に照らし、当該商品等の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断されるべきものである。

(2) 本件使用商標と引用商標の類似性の程度

本件使用商標は5文字からなる商標であるのに対し、引用商標は3文字からなり、引用商標の文字が本件使用商標に用いられているが、文字数及び使用されている文字からして両商標の外観は明らかに相違する。

本件使用商標からは「クウチョウフウジンフク」という称呼が生じ、引用商標からは「クウチョウフク」という称呼が生じる。両商標は冒頭の「クウチョウ」と末尾の「フク」において共通するが、両商標は音数の差異により明らかに区別することが可能である。

「空調」は「空気調節の略。エア・コンディショニング。」を意味し、「エア・コンディショニング」は「室内空気の温度・湿度・清浄度などの調節。空気調節。空調。エアコン。」を意味する。また、「風神」は「風をつかさどる神。日本では一般に雷神と対をなして、裸形で風袋をかつぎ天空を馳せる鬼体に表す。」を意味する。

本件使用商標は、「空調」「風神」「服」という語を組み合わせたものであると理解でき、本件使用商標からは「空気調節をする風神（風をつかさどる神）の服」、「空気調節の風神（風をつかさどる神）の服」程度の観念が生じる。また、引用商標は、「空調」と「服」という語を組み合わせたものであると理解でき、「空気調節の服」、「空気調節をする服」程度の観念が生じる。

このように、両商標は「空気調節」、「服」という観念が共通するものの、本件使用商標においては、「服」とは通常結びつけられず、着目されやすい「風神」という観念が含まれており、両商標から生じる観念も、相紛らわしいものではない。

以上によれば、本件使用商標と引用商標は、外観、称呼及び観念のいずれにおいても相違するものであり、両商標は類似しない。

(3) 引用商標の周知著名性及び独創性の程度

原告のカタログにおいて、「空調服」の文字は多くが記述的に用いられている上、その頒布部数を認めるに足りる的確な証拠はない。また、原告のウェブサイトの閲覧者数も不明であるし、原告商品のシェアや売上げを認めるに足りる的確な証拠はない。

原告商品は、平成14年頃から本件使用時点までの間に、暑さ対策に有効な作業服等として、「空調服」との語と共に複数のメディアで取り上げられ、そのメディアに全国紙や全国ネットの著名なテレビ番組が含まれてはいるものの、大部分は全国紙、全国ネットではなく、頒布部数や視聴者数が不明のものであり、その回数もその期間に比して多いとはいえない。

加えて、「空調服」との語は、ファンを備えた作業服等一般を示すものとして記述的に用いられ、あるいは、原告を出所とするものと解し得ない商品に関するカタログでも用いられている。

以上によれば、原告の親会社の登録商標が表示されたCMがウェブサイト上で多数回閲

覧されたことを考慮しても、引用商標が、原告の出所に係る商品を示すものとして周知著名であったと認めることはできない。

また、引用商標は、「空調」と「服」という日常的に用いられる平易な言葉を組み合わせ、同一の書体及び大きさで等間隔に配置した構成であり、独創性の程度が高いとはいえない。

(4) 被告商品と原告商品との間の関連性の程度並びに商品等の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情等

ア 商品の関連性並びに取引者及び需要者の共通性

被告が本件使用商標を使用する被告商品と、原告が引用商標を使用する原告商品は、いずれも電動のファンを備えた作業服であり、取引者及び需要者は共通するものと推認される。

イ 取引の実情等

原告商品の包装には、「空調服」の文字が付されており、原告商品が掲載されたカタログには「空調服」の文字が付されている。

これに対し、被告商品のタグ及び包装には、「THE」の文字と組み合わせて本件使用商標が付され（ただし、包装においては色彩が反転している。）、被告商品が掲載されたカタログ及び被告のウェブサイトには本件使用商標が表示されている。これらには、本件使用商標の末尾に「®」が組み合わされたものもあり、取引者及び需要者において、本件使用商標が全体として商品の出所を示すことを理解するということができる。

(5) 出所の混同の有無

本件使用行為に係る商標が使用された被告商品と引用商標が使用された原告商品は、ファンを備えた作業服等であって同一の商品であるものの、本件使用商標と引用商標は類似せず、かえって、相違するものである。そして、引用商標は原告を示すものとして周知著名とはいえず、独創性の程度が高いとはいえない上、証拠からは、本件使用商標が使用された被告商品と引用商標が使用された原告商品について、混同を生ずるおそれがあるような取引の実情は認められない。

そうすると、両商標を同一の商品に使用した場合に、取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、出所の混同を生ずるとはいいい難い。

空調風神服